（機構保存本人確認情報の提供を受けることができない障害基礎年金の受給権者に係る届出等）

第三十六条の二　厚生労働大臣は、住民基本台帳法第三十条の九の規定による障害基礎年金の受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができない場合には、当該受給権者に対し、次に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書を毎年指定日までに提出することを求めることができる。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三　（略）

2～4　（略）

（加算額対象者がある障害基礎年金の受給権者の届出）

第三十六条の三　加算額対象者がある障害基礎年金の受給権者は、毎年、指定日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書を機構に提出しなければならない。ただし、当該障害基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三・四　（略）

2・3　（略）

（老齢基礎年金に関する規定の準用）

第三十八条　（略）

2　第十九条第三項、第二十条第二項、第二十一条第三項、第二十二条第五項、第二十三条第五項、第二十四条第三項及び第二十五条第三項の規定は、障害基礎年金の受給権者が同時に当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく障害厚生年金の受給権を有する場合について準用する。この場合において、第十九条第三項中「第三十七条第一項」とあるのは「第五十三条第一項」と、第二十条第二項中「第三十八条第一項」とあるのは「第五十四条第一項」と、第二十一条第三項中「第三十九条第一項」とあるのは「第五十五条第一項」と、第二十二条第五項中「第四十条第一項」とあるのは「第五十六条第一項」と、第二十三条第三項中「第四十条の二第一項」とあるのは「第五十六条の二第一項」と、第二十四条第三項中「第四十一条第一項」とあるのは「第五十七条第一項」と、第二十五条第三項中「第四十二条第一項」とあるのは「第五十八条第一項」と読み替えるものとする。

3・4　（略）

（裁定の請求）

第三十九条　法第十六条の規定による遺族基礎年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一　（略）

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二　被保険者又は被保険者であつた者の氏名、生年月日及び住所並びに死亡した年月日並びに個人番号又は基礎年金番号

三～十二　（略）

2　（略）

（機構保存本人確認情報の提供を受けることができない障害基礎年金の受給権者に係る届出等）

第三十六条の二　厚生労働大臣は、住民基本台帳法第三十条の九の規定による障害基礎年金の受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができない場合には、当該受給権者に対し、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書を毎年指定日までに提出することを求めることができる。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三　（略）

2～4　（略）

（加算額対象者がある障害基礎年金の受給権者の届出）

第三十六条の三　加算額対象者がある障害基礎年金の受給権者は、毎年、指定日までに、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書を機構に提出しなければならない。ただし、当該障害基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三・四　（略）

2・3　（略）

（老齢基礎年金に関する規定の準用）

第三十八条　（略）

2　第十九条第三項、第二十条第二項、第二十一条第三項、第二十二条第四項、第二十三条第五項、第二十四条第三項及び第二十五条第三項の規定は、障害基礎年金の受給権者が同時に当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく障害厚生年金の受給権を有する場合について準用する。この場合において、第十九条第三項中「第三十七条第一項」とあるのは「第五十三条第一項」と、第二十条第二項中「第三十八条第一項」とあるのは「第五十四条第一項」と、第二十一条第三項中「第三十九条第一項」とあるのは「第五十五条第一項」と、第二十二条第四項中「第四十条第一項」とあるのは「第五十六条第一項」と、第二十三条第三項中「第四十条の二第一項」とあるのは「第五十六条の二第一項」と、第二十四条第三項中「第四十一条第一項」とあるのは「第五十七条第一項」と、第二十五条第三項中「第四十二条第一項」とあるのは「第五十八条第一項」と読み替えるものとする。

3・4　（略）

（裁定の請求）

第三十九条　法第十六条の規定による遺族基礎年金についての裁定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一　（略）

一の二　第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあつては、基礎年金番号

二　被保険者又は被保険者であつた者の氏名、生年月日及び住所並びに死亡した年月日並びに基礎年金番号

三～十二　（略）

2　（略）